平成２６年（フ）第１３３号
広島市安佐南区毘沙門台４丁目８番24号
債務者　岩田　泰憲
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片島　由賀
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月14日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５号
広島県大竹市玖波８丁目１番41号
債務者　岡田　貴文
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成26年４月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３９号
愛媛県松山市北条辻225番地４
債務者　藤本　浩二
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月12日午前11時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９号
兵庫県朝来市新井757番地１
債務者　椿野　恒男
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
兵庫県朝来市羽渕784番地
債務者　椿野　建機
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月24日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第８４０号
大阪府箕面市坊島１丁目５番41号
債務者　上村　勝教
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６号
香川県東かがわ市三本松680番地10
債務者　吉川　隆行
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前11時25分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久保　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第５３号
大津市和邇北浜1035番地の４、前住所大津市今堅田３丁目12番45―1102号
債務者　林　　央子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　不破　俊之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月30日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６２５号
大阪市浪速区湊町２丁目１番34―414号
債務者　焼田　通雄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新田　紀仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６８３号
大阪府八尾市東本町２丁目７番16号
債務者　松尾　太郎
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前川　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５２号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1005号
債務者　知念　惠子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　将晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７５３号
大阪市西成区花園南２丁目８番28―1005号
債務者　知念　盛永
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　将晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７６５号
大阪府門真市沖町30番13号
債務者　安田　　肇
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　滋寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７８号
大阪市平野区加美東２丁目２番６号
債務者　協和製作所こと　金山　成雄
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　奉植
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７７９号
大阪市平野区加美東２丁目２番６号
債務者　金山　順子
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金　　奉植
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４４号
広島県大竹市玖波１丁目３番10号
債務者　岡田　澄夫
1　決定年月日時　平成26年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥苑　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月26日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９０号
高知県香南市赤岡町757番地
債務者　澤田　太治
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長山　育男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月10日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高知地方裁判所破産係